

瀬戸市告示第12号

平成20年瀬戸市告示第36号（瀬戸市の歳入について、その徴収又は収納の事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和6年1月29日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる名称を同表の改正後の欄に掲げる名称に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者
<省略>		<省略>	
保育料の収納事務	<省略>	保育料の収納事務	<省略>
	株式会社はな保育		株式会社ニチイ学館